

市議第9号

各務原市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和3年11月26日提出

提案者	各務原市議会議員	杉山元則
賛成者	〃	古川明美
賛成者	〃	永治明子
賛成者	〃	波多野こうめ

提案理由

剰余金の発生している都市計画税の税率を引き下げるため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 川嶋一生様

各務原市税条例の一部を改正する条例

各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。  
第118条中「100分の0.3」を「100分の0.25」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の各務原市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。